ニュースレポート



令和2年11月11日

報道機関 各位

文化財課 文化財係

タイトル 合和3年度地域文化財総合活用推進事業の募集について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事•事業名	令和3年度地域文化財総合活用推進事業の募集について
日時	令和2年12月15日(火)まで
場所•住所	

趣旨・目的(PRしたいこと)

文化庁は、令和3年度地域文化財総合活用推進事業の募集を開始しました。 当事業は、地域の文化遺産の次世代継承を目的とした人材育成・普及啓発・記録作成・ 後継者養成・用具等整備を対象とし、これらの事業を市全体で一つの計画として要望 し、文化庁での審査を経て採択されれば補助金が交付されます。

現在、これらの事業を計画している団体を募集しております。詳細は別添資料にてご確認をお願いいたします。

部課係名:教育委員会 文化財課

問い合わせ先

担当者名:中田

電 話:0791-43-6962 内線(2334)

F A X:0791-43-6895

## 「令和3年度地域文化財総合活用推進事業」募集案内

地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、伝統行事・伝統芸能の公開や後継者養成、古典に親しむ活動など、地域の実情に応じた特色ある総合的な取り組みを支援し、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的に、文化庁が令和3年度に補助を実施する事業です。

- ◆ 助成の対象となる主な事業 ◆
- 1 地域の文化遺産次世代継承
  - 〇人材育成事業
    - ・地域の文化遺産を紹介するボランティアガイドなどの人材養成
  - 〇普及啓発事業
    - ・地域の民俗芸能・伝統行事の公演、伝統技術の公開普及のためのシンポジウム、体験ワークショップ等の開催(オンライン配信による 実施含む)、地域の文化遺産モニターツアー等
- 2 伝統文化継承基盤整備
  - 〇記録作成事業
    - 伝統行事等の後継者育成のための映像記録作成と情報発信
  - 〇後継者養成事業
    - ・地域の伝統行事等保存会への新規入会者への特別練習
  - 〇用具等整備事業
    - ・地域の民俗芸能や伝統行事に用いる用具等を修理、新調し、後継者 養成等に活用

これらの事業を市全体で計画し、その計画に基づいて実施する取組みに対して、文化庁での審査を経て採択されれば補助金が交付されます。ただし、伝統文化継承基盤整備については事業費の一部の自己負担が必要です。 赤穂市では、これらの事業をされる団体等を募集いたしております。希望される方は、下記までお問い合わせください。

## ◆ 応募期間 ◆

令和2年12月15日(火)まで(赤穂市教育委員会必着)

◆ 問い合わせ先 ◆

赤穂市教育委員会 文化財課 文化財係

(TEL: 43-6962 FAX: 43-6895)

※ 対象となる事業及び経費等の詳細、要望書様式等の関係資料につきましては、文化庁のホームページをご覧ください。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki\_kasseika/r03\_sogokatsuyo/